

令和 2 年度

第 2 回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和 2 年 5 月 8 日（金） 午後 2 時 30 分～

場所 庄原市役所 5 階 第一委員会室

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可について

議案第 2 号 農用地利用集積計画（6 月 1 日公告）の決定

及び農用地利用配分計画原案の承認について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可について

議案第 4 号 非農地証明申請について

議案第 5 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定に基づく別段面積及び区域の指定について

議案第 6 号 農地利用最適化推進委員選考委員会設置要綱の制定について

備考

庄原市農業委員会

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	入田 正義		○	13	明賀 美伸	○	
2	植木 登夫	○		14	藤原 富雄	○	
3	迫廣 芳秀		○	15	柳生 卓三		○
4	原田 實夫		○	16	高坂 勝博	○	
5	堀江 唯雄	○		17	金本 篤子		○
6	木村 英宗		○	18	前田 憲二	○	
7	三吉 和宏	○		19	道下 和子	○	
8	増谷 克則	○		20	島津 秀樹	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江		○
11	田澤 信雄		○	23	松長 百合子	○	
12	竹森 達		○	24	名越 光紀		○

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦	○		出張所長	麻尾 浩祥		○
係長	原田 淳司	○		主任	小田 正儀	○	
主任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主事	辻田 成美	○		出張所長	石田 豊年		○
(西城出張所)				主任	藤原 直人	○	
出張所長	山口 博昭		○	(比和出張所)			
主任主事	宗信 彰吾	○		出張所長	小田 雅平		○
				主任	桑原 惣	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	中島 智治		○	出張所長	日野原 祥二		○
主事	宮永 竣介	○		主任主事	角脇 健太		○

会議の概要

事務局長

ただ今より、令和2年度第2回庄原市農業委員会総会を開催いたします。(午後2時30分)
 本日は、事前にご案内させていただいた通り、コロナウイルス対策の為、出席いただく委員を15名とさせていただき、開催日時、開催場所も変更させていただきました。また、15名のうち、急遽欠席となった委員もいらっしゃいますので、本日、欠席の委員のお名

前を申し上げます。

1 番入田委員・3 番迫廣委員・4 番原田委員・6 番木村委員・11 番田澤委員・12 番竹森委員・15 番柳生委員・17 番金本委員・22 番青才 委員・ 24 番名越委員とさせていただきます。また、本日の議事運営自体も、出来るだけ速やかに進行いただきたいと考えておりますので、なにとぞ、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、会議規則第 6 条の規定により、会長に議長を務めていただきます。

議長

それでは、会議を開会いたします。

本日の出席委員は 14 名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。

本日の議事録署名者を指名します。14 番藤原委員、16 番高坂委員の両委員さんを指名します。両委員さん、よろしく申し上げます。

それではまず、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可について」を上程いたします。受付番号 1 から 5 の 5 件について事務局からの説明を求めます。

事務局員
(本庁)

(議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)

議長

以上で説明が終わりました。ここで、ご質疑・ご意見を受け付けます。何かございますか。

事務局の方では欠席委員の方から何か出ていますか。

事務局員
(本庁)

出ていません。

議長

ご質疑・ご意見ございませんか。

(なしという声)

議長

ないようですので、採決に移ります。「農地法第 3 条の規定による許可について」受付番号 1 から 5 の 5 件を一括で採決したいと思います。これにご異議はございませんか。

(なしという声)

議長

ありがとうございます。それでは、受付番号 1 から 5 について申請の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員、決定されました。

議長

続きまして、議案第2号「農用地利用集積計画(6月1日公告)の決定について」を上程します。事務局からの説明をお願いします。

事務局員
(本庁)

(説明 以下 概略)

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画書の令和2年4月期の申し込み分については、別冊「令和2年6月1日公告 利用権設定内訳」のとおりです。

(内訳を読み上げる。以下略)

以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。

議長

以上で説明が終わりました。ご質疑・ご意見はございますか。

(なしという声)

議長

ないようですので、採決に移らせていただきます。「農用地利用集積計画の決定について」提案の通り決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員、決定されました。

議長

続きまして、「農用地利用配分計画原案の承認について」市より意見を求められていますので、これを上程いたします。事務局からの説明をお願いします。

事務局員
(本庁)

(説明 以下 概略)

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく農用地利用配分計画の案が別紙のとおり提出され、意見照会がなされております。

以上の配分計画原案はこの農業委員会の承認後、広島県知事が認可し公告されます。

議長

以上で説明が終わりました。なにかご質問・ご異議等ございますか。

(なしという声)

議長

ないようですので、採決に移らせていただきます。「農用地利用配分計画原案の承認について」提案の通り承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員、決定されました。

議長

続きまして議案第3号「農地法第5条の規定による許可について」を上程いたします。

受付番号 1 について事務局からの説明をお願いします。

事務局員
(出張所)

(説明 以下 概要)

受付番号 1

位置等：資料 3 ページと 4 ページに記載

転用事由：一般住宅

資金計画：全額借入資金

他法令：特になし

周辺影響：影響ないと確認

除外手続き：農用地区域内に含まれていないため除外不要

議長

以上で説明が終わりました。なにかご質問・ご意見はございますか。

(なしという声)

議長

ないようですので、採決に移らせていただきます。受付番号 1「農地法第 5 条の規定による許可について」申請の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員、決定されました。

議長

それでは続きまして、議案第 4 号「非農地証明申請について」を上程いたします。受付番号 1 から 7 の 7 件について事務局からの説明をお願いします。

事務局員
(本庁)

(説明 以下 概略)

受付番号 1

位置等：説明資料の 5 ページと 6 ページに記載

潰廃事由：平成 15 年頃から水路がだめになり、そのまま放置した結果山になった。

現地確認：現地は水が引きにくい山の畝に位置し、低木が繁茂した原野となっており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認

受付番号 2

位置等：説明資料の 5 ページと 7 ページに記載

潰廃事由：明治 43 年 11 月前所有者の父がハワイ州オアフ島へ移住、その後申請土地を大正 7 月 3 日に遺産相続したが、ハワイに居住しており、耕作ができなかった。

現地確認：現地は大半が斜面で笹の根が張った原野で、農地として復旧するのは困難で今後の利用も考えられず非農地と確認

事務局員
(出張所)

受付番号 3

位置等：説明資料 3 ページと 8 ページに記載

潰廃事由：平成 17 年頃まで申請者の父が管理していたが、高齢のため管理をしなくな

り、その後も耕作管理する者がいなかった。

現地確認：草木が繁茂し、農地として復旧するのは困難で非農地であることを確認

受付番号 4

位置等：説明資料 9 ページと 10 ページに記載

潰廃事由：鳥獣被害及び耕作不便につき昭和後期より耕作を放棄し、杉を植林し、現在は山林になっている。

現地確認：杉や雑草が繁茂する山林となっており、農地として復旧するのは困難で非農地であることを確認

受付番号 5

位置等：説明資料 11 ページと 12 ページに記載

潰廃事由：以前から宅地と一体化しており 20 年以上農地として利用していない。

現地確認：農地へ直接通ずる進入路がなく、宅地と一体使用されており、農地としての利用は困難で非農地と確認

受付番号 6

位置等：説明資料 13 ページと 14 ページに記載

潰廃事由：昭和 60 年頃地域の集会所を間違えて建ててしまった。当時の関係者の死亡や高齢により、詳細は不明である。

現地確認：申請地は集会所等の敷地となっており農地として復旧するのは困難で非農地と確認

受付番号 7

位置等：説明資料 15 ページと 16 ページに記載

潰廃事由：平成 8 年 4 月頃荒廃し山林化した。

現地確認：申請地は山林化しており、今後農地として利用するのは困難で非農地と確認

議長

以上で説明が終わりました。ここで、ご質疑・ご意見等を受け付けます。何かございますか。

9 番森兼委員

受付番号 6 の農機具庫は集会所と共同の農機具庫なのか。

事務局員

農機具庫はある法人のもので、場所が遠いため、農機具を一時的に保管するような倉庫となっている。

9 番森兼委員

集会所は公的なものであるなのでその当時に申請等されていないのが不思議に思う。理由は後から簡単に付けられる。

議長

他にございますか。

9 番森兼委員

受付番号 4 について、現地調査を行ったが山の中で団子図であり確認に苦労した。皆さんもご経験があると思うがどのように対応されているか。参考までに聞かせてほしい。

7 番三吉委員

東城と総領の一部を除いては森林部について地籍調査が入っていないから、この問題は多くあると思われる。

申請地の一帯が明らかに非農地となっているのであれば、ほかの申請が出ていない土地も所有者に意思確認をして一緒に非農地にするという手段もあると思う。

議長

今までに出来ていないといけないことだと思う。それぞれ委員さんは自分の担当の地域の農地一覧をもらっていると思うので、パトロールの時に現況調査をしていただきたい。

5 番堀江委員

土地の持ち主がわかっているけど、非農地転用する際のお金がかかるからそのまま放っておく家庭が多い。

庄原市が費用を全額負担するという政策でもないに進まないのでは。

議長

ある町の利用状況調査では、結局最後本人が法務局へ行って手続きをすることができず、登記地目がそのままの状態になっているところが多いというのを聞いた。本人の財産なので農業委員会としては登記の強制をすることはできないかもしれない。

議長

ご意見ありがとうございました。

ほかの地域では山付近では現地まで行かずにドローンを飛ばして写真を撮影するところも増えてきています。いろいろ考えていきたいと思います。

議長

それではよろしいでしょうか。採決に移らせていただきます。

「非農地証明申請について」受付番号 1 から 7 の 7 件について一括で採決したいと思います。これにご異議はございませんか。

(なしという声)

議長

それでは、受付番号 1 から 7 について申請の通り証明することに賛成の委員の挙手をお願いします。

挙手全員、決定されました。

議長

続きまして、議案第 5 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定に基づく別段面積及び

区域の指定について」を上程いたします。この件について事務局からの説明をお願いします。

事務局
(本庁)

(議案集 5 ページ・議案説明資料 17・18 ページの通り説明)
この度許可をいただきますと、来月 3 条申請を提出いただき、所有権を移転する予定となっております。

議長

ありがとうございました。何かご意見等ございますか。

(なしという声)

議長

ないようですので、採決に移らせていただきます。「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定に基づく別段面積及び区域の指定について」、事務局の提案通りに賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員、決定されました。

議長

続きまして、議案第 6 号「農地利用最適化推進委員選考会設置要綱の制定について」を上程いたします。事務局からの説明をお願いします。

事務局
(本庁)

(議案集 6 ページと 7 ページの通り説明)
前回は候補者が重複する地区がありませんでしたが、今回は重複する地区があるため、委員会を設置し、選考するものです。
具体的な選考方法は設置された選考委員会での話し合いで決めることとなります。また、選考委員をどの方をお願いするかはこの後の役員会等で決めさせていただければと考えています。

議長

第 3 条(4)は何名と書いていないが、どうやって決めるのか。

事務局
(本庁)

役員会の中で考えていただければと思っています。

議長

役員会の中で審議させていただいてよろしいですか。

(はいという声)

16 番高坂委員

今回設置したら、今後も続くのか。それとも、定員オーバーしたときにまた設置するのか。

事務局 (本庁)	基本的には、定員オーバーしたときに設置すると考えています。
7 番三吉委員	今のままだと、定員内で推進委員に適切でない人が出た場合でもその人を認めることになる。その辺りの整理が必要では。
議長	この後の役員会でもう少し議論をしたいと思います。そして、次の総会の時に皆さんから賛成反対いただこうと思います。
議長	以上をもちまして、本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。
議長	続きまして、会長報告を行います。 引き続きすべての会議が中止され、書面決議にて処理されております。 また、常任委員会も偶数月と奇数月で出席する委員を変えることになりました。
議長	引き続き、「その他」について事務局の説明を求めます。
事務局 (本庁)	(農地係長が、その他事項について資料にて説明)
議長	全体を通して皆さんから何かございますか。 (なしという声)
議長	ないようですので、令和2年度第2回総会を終了させていただきます。(午後3時32分) 本日はありがとうございました。

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和2年5月8日

議長
(道下 和子) _____

14 番委員
(藤原 富雄) _____

16 番委員
(高坂 勝博) _____